

金沢大学大学院法務研究科
2013年度「法理学」定期試験
7月31日(水) 8:45-10:15 実施
出題: 足立英彦
解答・解説(70点満点)

1. つぎの推論は論理的に正しいか。真理表を用いつつ「論理的に正しい推論」の定義に従って説明せよ。
(10点)

$$A \rightarrow B, B \rightarrow C, A \models C$$

解答

A	B	C	$A \rightarrow B$	$B \rightarrow C$	A	C
1	1	1	1	1	1	1
1	1	0	1	0	1	0
1	0	1	0	1	1	1
1	0	0	0	1	1	0
0	1	1	1	1	0	1
0	1	0	1	0	0	0
0	0	1	1	1	0	1
0	0	0	1	1	0	0

前提がすべて真なのに結論が偽になるような場合(反例)のない推論は論理的に正しい。問の推論で、前提 $A \rightarrow B$, 前提 $B \rightarrow C$, 前提 A がすべて真となる場合は1行目だけであり、この場合に結論 C も真となっている。すなわち、前提がすべて真なのに結論が偽になるような場合(反例)がないので、問の推論は論理的に正しい。

2. つぎの語句をそれぞれなるべく簡潔に説明せよ。(各5点)

(a) 自由権

解答 ある行為について、それをすること及びしないことを許されており、さらに、それをすること及びしないことを妨害しないよう求める権利も有している、という地位のこと。

解説 講義概要 27 頁。法務研 2012 年度定期試験 3(a) で出題。

(b) 制度的保障

解答 制度的保障とは、制度的行為を保障することである(ここまで2点)。制度的行為とは、規範を定める行為のことであり(2点)、また、規範を定める行為は、規範を定める者が、規範を定める権限を授權規範によって与えられていることを前提とする。したがって制度的保障とは、授權規範によって与えられる権限を保障することでもある(1点)。

解説 講義概要 38 頁。法学類 2012 年度定期試験 1(d) で出題。

(c) 法解釈

解答 法解釈とは、制定法が含みうる意味内容の範囲内で、その意味内容を確定し論証することである。

解説 講義概要 49 頁, 58 頁。

(d) 反法律的法形成 (contra legem)

解答 反法律的法形成とは、事実に適用すべき法律(制定法)はあるものの、それを適用することがあまりに耐え難く正義に反していると考えられる場合、その法律とは両立しない法規範を形成することである。

解説 講義概要 62 頁。

3. 刑法第 199 条「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」に関するつぎのそれぞれの説明の正・誤を、その正・誤の理由とともに述べよ。(各 3 点)

(a) 「脳死の者を殺した者は、人を殺した者である。」が真であることは必然的である。

解答 誤。「～は脳死の者を殺す」という述語を S, 「～は人を殺す」という述語を T, 問の「脳死の者を殺した者は、人を殺した者である。」($\forall x(Sx \rightarrow Tx)$) という命題を W とする。もし、ほとんどすべての人が、W は我々の語の実際の用法に一致していると思うならば、法解釈の際には語の実際の意味に基づく解釈を最優先にすべきなので、W が真であることは必然的であるとみなすべきである。しかし、我々の語の実際の用法に基づくならば、「脳死の者を殺した」とはいえるものの、「人を殺した」とまではいえないような事例が少なくとも 1 件は存在する ($\exists x(Sx \wedge \neg Tx)$) ように思われる(全脳の機能が不可逆的に停止している状態が非常に長期間続いている場合を想定せよ)。つまり、W は我々の語の実際の用法と一致していないので、W が真であることは必然的である、とはいえない。

解説 講義概要 50-51 頁。正・誤が正しければ 2 点、理由が適切であれば 1 点(以下同様)。

(b) 「脳死の者を殺した者は、人を殺した者である。」が真であることは可能である。

解答 正。もし、ほとんどすべての人が、「脳死の者を殺した者は、人を殺した者ではない。」($\forall x(Sx \rightarrow \neg Tx)$) という命題が我々の語の実際の用法に一致していると思うならば、W が真であることは不可能とみなすべきである。しかし、我々の語の実際の用法に基づくならば、「脳死の者を殺した」といえ、かつ、「人を殺した」ともいえるような事例が少なくとも 1 件は存在するよう思われる。したがって、W が真であることを不可能とみなすべきではない、つまり可能とみなすべきである。

(c) 「脳死の者を殺した者は、人を殺した者である。」が真であることは偶然的である。

解答 正。(a) で W が真であることは必然的ではなく、(b) で W が真であることは可能であることを説明した。必然的ではなく、かつ、可能であることは偶然的であるので、問の命題 W が真であることは偶然的である。

(d) 「人を殺さなかった者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処さない。」という法規範が真であることは、刑法 199 条の反対推論によって論証(正当化)できる。

解答 誤。問の規範を刑法 199 条の反対推論によって論証することはできない。反対推論とは、ある法令がある特定の要件にある特定の法的効果を結びつけている場合に、その要件の否定を要件とし、その効果の否定を効果とする法規範を形成することである。問の「人を殺さなかった者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処さない。」は、刑法 199 条の要件(「人を殺した」)の否定を要件とし、同条の効果(死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する)の否定を効果とする規範ではあるものの、それを論証(正当化)することはできない。なぜなら、それを論証するためには、立法者意思や客観的目的に依拠しなければならないところ、そもそも、殺人以外の他の構成要

件に該当する犯罪（たとえば内乱罪）に対しても、死刑・無期懲役・5年以上の懲役のいずれかが課されることはありうるので、問の規範を立法者が想定しているはずがなく、また、それを論証するための論拠となる客観的な目的も考えられないからである。

解説 講義概要 61 頁。

- (e) 「猫を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」という法規範が真であることは、刑法 199 条の類推によって論証（正当化）できる。

解答 誤。類推とは、ある法令がある特定の要件 (T) にある特定の効果を結びつけている場合に、その特定の要件 T と類似した要件 S を要件とし、同じ効果を効果とする法規範を形成することである。問の規範を論証するためには、刑法 199 条の要件である「～は人を殺す」(T) と、上記の「～は猫を殺す」(S) が類似していることを論証しなければならないが、猫を殺した者と人を殺した者をまったく同様に取扱うことを必要とするような、実現すべき客観的な目的を想定することは困難であるので、両者は類似していないとみなすべきであり、したがって問の規範を論証することはできない。

解説 「動物の生命も人間のそれと同様に尊重すべきである」といった生命観に基づいて、問の規範を論証することは可能。

4. 「a は b に対して G という行為 (= 作為) をすることを求める権利を有する。」という命題が真である場合、つぎの問に答えよ。(各 2 点)

- (a) b はどのような地位にあるか。上記と同様の命題の形で答えよ。

解答 「b は a に対して G という行為をすることが命じられている。」

解説 講義概要 21-22 頁。2012 年度法務研定期試験 1 と同様の問題である。

- (b) 「b は a に対して G をしないことが命じられて (義務づけられて) いる。」という命題の真理値を、その理由とともに述べよ。

解答 偽。(b) の「b は a に対して G をしないことが命じられている。」($Oba \neg G$) という命題は、「a は b に対して G という行為をすることを求める権利を有する。」と同値の命題である (a) の「b は a に対して G という行為をすることが命じられている。」($Oba G$) という命題と反対の関係にあり、一方が真なら他方は偽である。(a) は真であるので、(b) は偽である。

解説 真理値が正しければ 1 点、理由が適切であれば 1 点 (以下同様)

- (c) 「b は a に対して G をしないことが許されている。」という命題の真理値を、その理由とともに述べよ。

解答 偽。本問 (c) の「b は a に対して G をしないことが許されている。」($Pba \neg G$) は、(a) の命題 ($Oba G$) と矛盾の関係にあり、一方が真なら他方は偽である。(a) は真であるので、(c) は偽である。

- (d) 「b は a に対して G について不自由である。」という命題の真理値を、その理由とともに述べよ。

解答 真。(a) の命題 ($Oba G$) は、本問 (d) の命題「b は a に対して G について不自由である。」($Oba G \vee Oba \neg G$) を含意している。(a) が真なら (d) も真である。

- (e) 「a は b に対して G をしないことを求める権利を有さない。」という命題の真理値を、その理由とともに述べよ。

解答 真。本問 (e) の「a は b に対して G をしないことを求める権利を有さない。」という命題 ($\neg Rab \neg G$) は、「b は a に対して G をしないことを命じられていない」($\neg Oba \neg G$, すなわち

$PbaG$)と同値であり,(a)の命題($ObaG$)は本問(e)の命題を含意している。(a)が真なら(e)も真である。

解説 金沢法学第56巻第1号(2013年7月末刊行予定)81頁に「義務論理的六角形」を掲載しているので参考にしてください。

5. 法的安定性について説明した上で、その意義(重要性)についても説明しなさい。(15点)

解答 法的安定性とは、法令が頻繁に改正されず、また、その解釈も頻繁に変わらないことをいう(5点)。法的安定性は、つぎの二つの意義を有している。第一に、「等しき者を等しく扱う」ために、すなわち平等原則を実現するために重要であるという意義がある。法令やその解釈が頻繁に変わると、同様の者に対する扱いが変わるので、平等原則に反するからである(5点)。第二に、予測可能性を確保することによって、我々の自由(作為・不作為の許可)の領域を確保するために重要であるという意義もある。もし、法令やその解釈が不安定であり、したがって将来の法令やその解釈を予測できないならば、どのような行為が法的に命令されたり禁止されているのかが分からなくなり、我々が自由にしていよい行為の範囲も不明確になってしまうからである(5点)。

解説 講義概要 56頁脚注。法的安定性の説明は、最後の講義(7月24日)において板書しつつ行った。

6. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば、答案用紙に記入してください。(あくまで任意。とくに、先週のアンケートに書いていただいた方は不要です。)

回答 批判的なご意見はありませんでした。

参考情報

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
12	12	0	46.8	69.0

定期試験上位得点者数: 63点1名, 60点1名。

S(100-90):1名, A(89-80):2名, B(79-70):6名, C(69-60):1名, 不可(59-0):2名

以上(2013年8月2日)